

補助金・助成金への意識

認知率51.5%、利用率6.0%の事実

今一度補助金・助成金を知る

ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、キャリアアップ助成金。これらは代表的な補助金・助成金である。申請をしたことがない経営者でもセミナーや勉強会で一度は耳にしたことがあるだろう。では、なぜこれらを利用してこなかったのか。「面倒くさそう」、「日々の仕事に追われて」などを理由にしてこなかったのであろうか。後ほど匿名でインタビューに答えてくれた中小企業診断士が言っていた言葉がある。

「経験則だが、補助金・助成金は経営がしっかりしている企業ほど利用している。利用していない企業ほど経営は悪化傾向にある」。

この業界を取り巻く状況は周知の通り。利用していない企業でこの言葉に

心が動いた読者はすぐに行動して損はないはずだ。

データで見る意識の低さ

図1は2018年に中小企業庁が発行した、中小企業2,600社によるアンケートや意見をまとめた「平成29年度中小企業者における中小企業施策の認知度及び利用度の向上に向けた課題と広報のあり方に関するニーズ調査報告書」にある「中小企業施策の認知度・理解度・利用度」を抜粋したものである。

注目はグラフ1段目「国・都道府県・市町村などが交付する補助金・助成金」。認知率51.5%、理解率16.8%、利用率6%という数字である。自動車補修業界のみの数字は不明だが、中小企業の約半数がその存在を知らないとい

う。

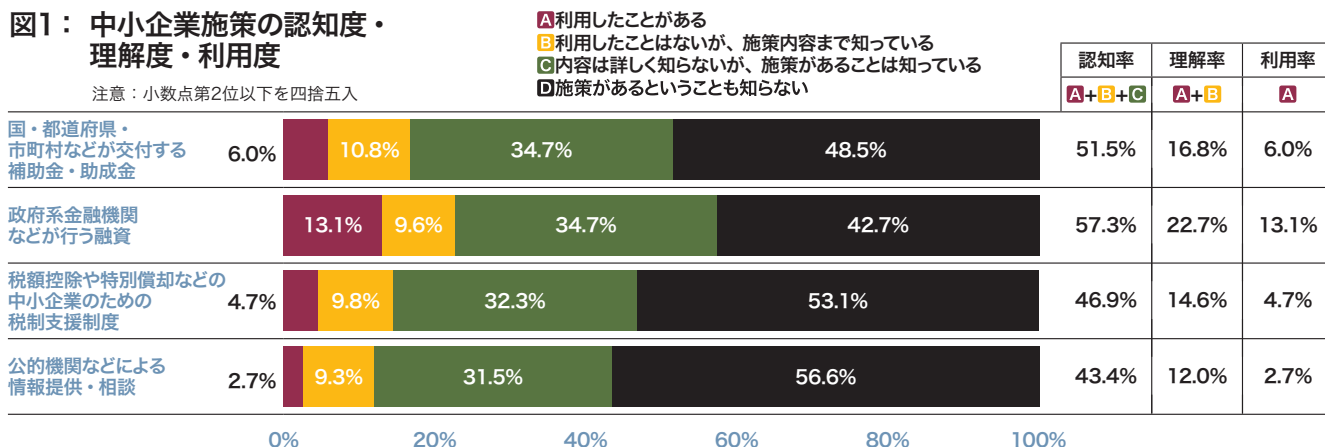
さらに驚くべきは利用率がわずか6%ということである。認知や理解をしている人たちが利用しない理由の1位が「情報収集のため」であり、以下「手続きが煩雑だったため」、「相談先が分からなかった」と続く。「情報収集のため」は別としても、それ以外の人たちは知る手間を惜しんだために大きな損失をしている可能性がある。

以降、簡易的ではあるが補助金及び助成金の説明、中小企業診断士、社労士、実際に申請し受給した工場の例を紹介する。検討をしている工場は参考にしてほしい。

ものづくり補助金の申請、受給までに手間はかかるだろう。しかし、その手間を惜しんだ時間に補助金額分以上の価値はあるだろうか。自社において今、何をすべきか考える時が来ている。

図1： 中小企業施策の認知度・理解度・利用度

注意：小数点第2位以下を四捨五入



出典：中小企業庁発行「平成29年度中小企業者における中小企業施策の認知度及び利用度の向上に向けた課題と広報のあり方に関するニーズ調査報告書」

補助金監査人の視点から見る 現在の補助金事情と 監査の内容とは

——補助金の監査について聞きたい

監査員が事業所にくるのは2回。1回目は補助金の採択後に行う中間監査。その際、事業者がすでに提出をした事業計画書や遂行状況報告書に記入された内容に沿った内容かを実地でチェックする。

2回目は実際に設備を導入し、その成果を記入した実績報告書の提出後に行う確定検査。基本はこの2回だが、設備納入のタイミングや必要書類の準備状況によっては1回にまとめる場合もある。

——監査で不合格などはあるのか

致命的な不正や違反がない限り、採択を受けている時点で合格と考えていい。提出書類に沿って設備が正しく導入・運用されているかをチェックするのが監査の役目である。

提出書類との相違がある場合は、その部分が修正できるのか事業所に確認するが、改善や修正が難しい場合は受給金額の減額などの対処をすることもある。

——自動車補修業界における補助金申請の状況は

ここ数年、申請や問い合わせは増加

傾向にある。整備業もそうだが、特に钣金塗装業の申請が増えてきている。導入設備で多いのは塗装ブースや溶接機、アライメントテスターなどが挙げられる。

——申請にあたっての注意点や、採択をされるためのポイントを教えてください

補助される金額に設備を導入するための工事代は含まない。つまり、工事費用を別途用意する必要があるので注意してほしい。

ものづくり補助金は限られた予算の中の制度なので厳しく精査される。採択率は年々上がってきているが、それでも1次公募での採択率は高くても50%ほど。2次になると30%台まで下がる。審査においては、設備導入をすることによってどのような新サービスができるようになり、どれほどの利益を生めそうかが大きなポイントとなる。

——既存の設備で提供する新サービスとはどのようなものか

たとえば、「溶接機を導入し、自動車钣金修理のノウハウを活かして近隣遊園地のアトラクション修理という近隣他社にはできない新サービスを開始したい。また、外注していた作業が内製化され自社利益も生まれるメリットもあ

ものづくり補助金事務局
中小企業診断士

A氏



今回、匿名を条件に中小企業診断士の資格を有する中央会所属の補助金監査人から話を聞くことができた。監査に当たりどのような部分に着目しているのか、明かすとともに、交付後の経過報告などのポイントも紹介する。今後、補助金申請や交付を検討している事業所にはヒントとしてほしい。

る」などの計画のことである。当然、虚偽報告は不正受給対象となるので、上記案件であれば遊園地側との覚書を作っておくべきであるし、採択を受けた以上は計画を遂行する責務が発生するので慎重に精査してもらいたい。近年採択されているサービスを見ると、先進性やエコに関するものが多いので参考にしてほしい。

また、審査担当者が自動車業界に詳しい可能性は低い。専門用語を極力避け、分かりやすく、見やすい事業計画書を作ることも採択されるためには大切な要素である。

——読者に向けて一言

国は補助金を出し渋っているのではなく、むしろ企業に利用してもらい経済発展につなげてほしいという意図がある。しかし、補助金は我々国民が納めた税金によってまかなわれている。無駄に使うことだけは避けなければならないからこそ、申請や採択、その後の経過報告に慎重を期すことを理解してほしい。

ものづくり補助金に限らず、各種補助金申請を検討している場合、補助金を活用している同業者や、各地方自治体の適した機関や商工会などに相談をしてみしてほしい。